

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年9月 11 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500162号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2500051号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のC社(現在は、D社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成8年10月1日から平成10年4月1日まで
② 平成10年4月1日から平成11年11月1日まで

A社の派遣社員として、平成8年10月から同年12月末まではE社で、平成9年1月から平成10年3月末まではF社で勤務していたが、請求期間①に係る厚生年金保険被保険者記録がない。また、C社の派遣社員として、平成10年4月1日からG社で勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が平成11年11月1日と記録されている。調査の上、請求期間①及び②の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、E社の担当者の回答により、勤務期間を特定することはできないものの、請求者は、A社に在籍していたことはうかがえる。

しかしながら、B社の事業主は、i) 請求期間①当時における厚生年金保険の取扱いについては不明であること、ii) 請求期間①当時の名簿(派遣登録者名のみが記載されたデータ)以外に当時の記録は残っておらず、当該名簿には旧姓を含め請求者と一致する氏名はないこと、iii) 当社の社会保険事務の委託先である社会保険労務士にも確認したが、請求期間①当時のデータや書類等はなかったと回答していることから、請求者のA社における在籍期間及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社が請求期間①当時加入していたH厚生年金基金(平成15年2月25日解散)における請求者の厚生年金基金加入記録について、企業年金連合会に照会したものの、同連合会は、請求者の請求期間①における加入記録は確認できない旨回答している。

- 2 請求期間②について、請求者は、C社から平成11年10月15日及び同年11月15日に給与が振り込まれていたとする預金通帳の写しを提出していることから、勤務期間を特定することはできないものの、請求者は、請求期間②のうち、一部期間において、同社に在籍していたことはうかがえる。

しかしながら、D社の事業主は、請求期間②当時における厚生年金保険の取扱いについては不明であり、当該期間当時の人事記録、賃金台帳等の資料はない旨回答していることから、請求者のC社における在籍期間及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

- 3 請求期間①及び②について、請求者のA社及びC社における雇用保険の加入記録は確認できない。

また、請求者は、請求期間①及び②において、A社及びC社から、それぞれ健康保険被保険者証を受け取った旨主張しているが、A社が加入していたI健康保険組合は、請求者の請求期間①における同組合の加入記録は確認できない旨回答しているほか、J市K区の回答により、請求者は、請求期間①及び②を含む平成6年1月29日（理由：社会保険離脱による加入）から平成11年11月1日（理由：市外転出）までの期間において、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

さらに、請求者は、請求期間①及び②に係る給与明細書を保有していないことから、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。